

大分県建築基準法施行条例（抜粋）

【改正】

平成13年3月30日改正

（がけに近接する建築物）

- 第2条 建築物（居室を有する建築物に限る。以下この条において同じ。）をがけ（高さが2メートルを超え、かつ、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この条において同じ。）に近接して建築しようとする場合において、がけの上に建築しようとするときはそのがけの下端からの水平距離を、がけの下に建築しようとするときはそのがけの上端からの水平距離をそれぞれそのがけの高さの2倍以上保たなければならない。
- 2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物をがけの上に建築しようとする場合は、前項の基準を安全上支障がない程度に増大しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、建築物の規模若しくは構造、擁壁の設置又はがけの状況により建築物の安全上支障がない場合には、適用しない。

【改正前】

（がけに近接する建築物）

- 第2条 建築物をがけ（高さが2メートルを超え、かつ、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの又はこれに類する土地で、土質又は地形により崩壊するおそれがあると特定行政庁が認めるものをいう。以下本条において同じ。）に近接して建築しようとする場合において、がけの上に建築しようとするときはそのがけの下端からの水平距離を、がけの下に建築しようとするときはそのがけの上端からの水平距離をそれぞれそのがけの高さの2倍以上保たなければならない。
- 2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物をがけの上に建築しようとする場合は、前項の基準を安全上支障がない程度に増大しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、建築物の用途、規模若しくは構造、擁壁の設置又はがけの状況により建築物の安全上支障がないと認められる場合には、適用しない。

参考資料

※がけに近接する建築物の運用基準による「地質調査等に関する資格者」は下記による。

1) 技術士又は技術士補

技 術 士		技 術 士 補
2次試験技術部門	選択科目	1次試験技術部門
建設部門	土質及び基礎に限る。	建設部門
農業部門	農業土木に限る。	農業部門
林業部門	森林土木に限る。	林業部門
水産部門	水産土木に限る。	水産部門
応用理学部門	地質に限る。	応用理学部門

2) R C C M（専門部門が「地質」又は「土質及び基礎」）

3) 地質調査技師